

# 会員になりませんか



葛城市にお住いのおおむね60歳からの健康で働く意欲のある方、地域でいっしょにお仕事をしてみませんか。あなたの力を必要としています。ぜひ、葛城市シルバー人材センターへのご入会を！

公益社団法人葛城市シルバー人材センター [お電話にてご予約を!!](#)

・當麻事務所（道の駅「ふたかみパーク  
當麻」近く）TEL.0745-48-5003

・新庄事務所（葛城市いきいきセンタ  
ー内）TEL.0745-69-3300

※夫婦会員割引制度あり

葛城市シルバー人材センター

検索

## よくある質問（シルバー人材センターへの入会に関するご質問、疑問にお答えいたします。）

### シルバー人材センターには、誰でも入会出来るのですか？

葛城市在住で、60歳以上（当該年度内に60歳となる人を含む。）の健康で働く意欲があり、シルバー人材センター事業の趣旨に賛同していただける方であれば入会することができます。入会するには當麻事務所、新庄事務所のいずれかで入会等に関する説明を聞いていただき、入会申込みの手続きを行っていただくことが必要です。

（▲お電話にて予約をしてから、来所ください。）

### どんな働き方ですか？

- ・センターは市内在住の60歳以上（当該年度内に60歳となる人を含む。）の会員登録制になっており、お仕事をするにあたって、会員登録をしていただく必要があります。
- ・会員は「自主・自立、共働・共助」の理念の下に、会員同士が互いに助け合い、安全に留意して就業します。
- ・基本的には、請負・委任契約に基づいて仕事をします。会員自らの裁量で仕事を完成させたり、業務を実施します。
- ・発注者の社員と混在して就業する仕事や発注者の指揮命令を必要とする仕事などは、シルバー人材センター連合が行う労働者派遣事業（シルバー派遣事業）により就業します。

### 入会すれば、すぐに仕事を紹介してもらえますか？

センターは会員に就業の保障をする団体ではありません。

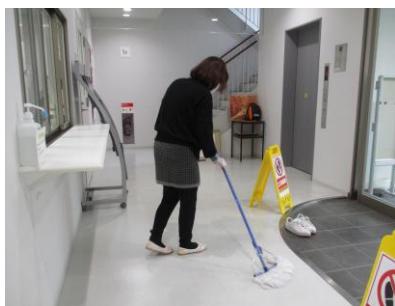
お客様から依頼のあったお仕事を、お住まいの地域や作業内容、頻度、その他必要とされる条件に適した会員の方に提供していますので、それらの条件に合わない場合は提供できることになります。また、センターが受注する仕事の量や種類は、景気や雇用情勢と大きな関わりを持っているため、常に定量的な仕事を確保しているわけではありません。

### 月にどのくらいの収入を得ることができますか？

シルバー人材センターは、一定した収入（配分金）を保障するものではありません。また、どの様な種類の仕事を、どの程度お引き受けいただくかにより、配分金額は異なります。なお、シルバー人材センターでは「共働・共助」の理念の下、多くの会員に就業機会が提供されるよう、「ワークシェアリング」を推進しています。

## どんな仕事があるのですか？

受託(請負・委任)事業として、公園等の緑化管理、屋内外の清掃、草刈り・草引き、駐輪(駐車)場管理、チラシ等配布業務など。またシルバー派遣事業として、学童保育補助、企業での製造・出荷補助などの仕事を引き受けています。



## 配分金とは、どのようなものですか？ また「配分金」と「賃金」の違いは？

会員が請負・委任契約により引き受けた仕事を、完成または遂行した実績に応じて月ごとに受取る労働の対価です。配分金は雑所得となるため、その額が一定額を超えた場合には課税対象収入となり、確定申告、住民税の申告が必要となります。「配分金」と「賃金」の違いについては、会員は、発注者やセンターとの間に雇用関係はなく、労働関係法令(最低賃金法等)は適用されません。よって、「配分金」は労働基準法における「賃金」には該当しません。しかし、配分金単価は社会的に相当な内容とするとともに、また民業圧迫を避けるためにも、奈良県の最低賃金額を下回らないようにして、配分金見積基準額を設定しています。※シルバー派遣事業では労働の対価を「賃金」として支払います。労働関係の法律(最低賃金法等)が適用されます。

## 仕事中に万一ケガなどした場合は？

- ・センターから提供された請負・委任契約の仕事をする場合は、雇用関係がありませんので、万一事故が起こっても、労災保険は適用されません。ご自身の保険(国民健康保険、後期高齢者医療制度、社会保険)にて治療を受けます。※シルバー派遣事業では、センターと会員さんとの間で雇用契約を結ぶため、労災保険が適用されます。
- ・シルバー人材センターでは、会員の方が安心して就業できるよう、「シルバー保険」に加入しています。

## センターで加入しているシルバー保険はどのようなものですか？

**<傷害保険>**就業中または通常経路での就業場所までの往復途上での事故で、身体に傷害を受けた場合に、規定により保険金が支払われます。

**<賠償責任保険>**就業中、他人に傷害を負わせたり、他人の財産を損壊するなど誤って損害を与

えた場合に、規定により損害賠償金が支払われます。但し、事故の発生原因・状況によって保険が適用されない場合は、会員の方に賠償金をご負担いただきます。(※保険が適用される場合でも免責金額相当分は、会員の方にご負担いただきます。)

上記のほか「熱中症」に対する保険適用があり、就業中において、熱中症(医師の診断による)により死亡又は入通院した場合に、保険金が支払われます。

### シルバー人材センターとは

- ・シルバー人材センターは、高齢者に働く機会を提供し、高齢者の生きがいの充実や生活の安定、地域社会の発展や現役世代の下支えなどを推進することを目指しています。
- ・シルバー人材センターは、企業、家庭、官公庁などから高齢者にふさわしい業務を受注し、高齢者に働く場を提供しています。

### シルバー人材センターの目的

(高齢者の生活の充実)

- 高齢者の生きがいの充実、健康維持・増進
  - 高齢者の経済的な生活の安定を図る
- ～会員が働いた仕事量に応じて「配分金(労働の対価)」が支払われます。就業機会や収入の保障はありませんが、各人の希望と能力に応じた働き方ができます。～

(地域社会への貢献)

- 地域社会の維持・発展
- 現役世代の下支え
- サービス業など企業の人手不足の解消

### 入会の手続きなど（入会申込み～理事会の承認～会費納入及び会員情報提供）

入会するには當麻事務所、新庄事務所のいずれかで入会等に関する説明を聞いていただき、入会申込みの手続きを行っていただく必要があります。

(▲お電話にて予約をしてから、ご来所ください。)

#### ●入会申込時に必要なもの

本人であること及び年齢が確認できるもの

(運転免許証、マイナンバーカード、健康保険被保険者証など)

※入会申込みの後日、理事会での入会承認を受けて、「入会承認通知書」を送付いたします。併せて、現金による会費の納入(入会年度最大 3,000 円)及びその他の情報(南都銀行の本人名義の配分金受取口座、交通手段、家族状況、健康状態)の提供を依頼しますので、再度、事務所にお越しください。

**●年会費 3,000 円 ※夫婦会員割引制度や月割制度(新規入会年度のみ)があります。**